

## 福島第二原子力発電所における救急車の要請について

2017年3月8日 東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所

本日午前10時37分頃、発電所構内の免震重要棟\*11階(非管理区域\*2)において、電 気品の点検作業をしていた協力企業作業員1名が、左手に感電し、左手第一指(親指)か ら第四指(薬指)を負傷しました。

このため、午前 10 時 56 分に救急車を要請し、午前 11 時 39 分、いわき市立総合磐城 共立病院へ向けて搬送しました。

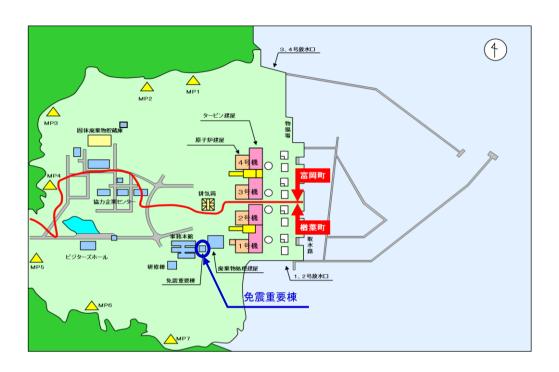
当該作業員に意識はあり、本人の身体への放射性物質の付着はありません。

以上

\*1:緊急時に対策活動の拠点となる「緊急時対策室」がある免震構造の建物

\*2:管理区域は放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防 止をはかるため管理を必要とする区域で、非管理区域は管理区域外の区域

> 【本件に関するお問い合わせ】 東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)



福島第二原子力発電所 概略図